○塩尻市空家等の適正管理に関する条例

平成２６年１２月２５日条例第６６号

（目的）

第１条　この条例は、空家等の適正な管理について所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民等　市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業を行う者をいう。

(2)　公益活動団体　塩尻市みんなで支える自治会条例（平成23年塩尻市条例第６号）第２条第２号に規定する自治会、同条第４号に規定する地域活動団体その他市民の公益を目的として活動を行う団体をいう。

（空家等に関する紛争との関係）

第３条　この条例の規定は、空家等に関する紛争について、当該紛争の当事者間において解決を図ることを妨げない。

（空家等対策計画）

第４条　市長は、法第７条第１項の規定により、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定するものとする。

（所有者等の責務）

第５条　所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第６条　市は、所有者等による空家等の適正な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供その他必要な施策を実施しなければならない。

２　市は、管理不全空家等及び特定空家等に対し、その状態の解消を図るために必要な措置を講じなければならない。

３　市は、空家等の適正な管理に関する市民等の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民等及び公益活動団体の役割）

第７条　市民等及び公益活動団体は、良好な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

２　市民等は、適正に管理されていない空家等を発見したときは、市又は公益活動団体に情報を提供するよう努めるものとする。

３　公益活動団体は、適正に管理されていない空家等を発見したとき又は前項の規定により市民等から情報の提供を受けたときは、市に当該情報を提供するものとする。

（協働による取組）

第８条　市、所有者等、市民等及び公益活動団体は、この条例の目的を達成するために必要な施策に協働で取り組むものとする。

（実態調査及び立入調査）

第９条　市長は、第７条第２項又は第３項の規定により市民等若しくは公益活動団体から情報の提供があったとき又は適正に管理されていない空家等を把握したときは、当該空家等の所有者等及び当該空家等の実態を把握するため、法及びこの条例の施行に必要な限度において調査を行うものとする。

２　市長は、次条（特定空家等に係る部分に限る。）及び法第２２条第１項から第３項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

３　市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
４　第２項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
６　市長は、第１項又は第２項に規定する調査のために必要があると認めるときは、専門的知識を有する者又は公益活動団体に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
（管理不全空家等又は特定空家等の認定）
第１０条　市長は、前条に規定する調査により、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等であると認めるときは、当該空家等を管理不全空家等又は特定空家等として認定するものとする。
２　市長は、前項の規定による管理不全空家等又は特定空家等の認定に係る基準を定めるものとする。
３　市長は、前項に規定する基準を定め、又は改定したときは、これを公表しなければならない。
（公表）
第１１条　市長は、法第２２条第３項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に係る措置をとらなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。
（１）　命令を受けた者の住所（法人にあっては、その主たる事業所の所在地）
（２）　命令を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
（３）　事実の内容
（４）　命令の内容
（５）　助言又は指導、勧告及び命令の経過
２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表される者に対し、あらかじめその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。
（緊急安全措置）
第１２条　市長は、法第２２条第１項から第３項までに規定する措置をとった場合において、緊急に当該特定空家等の管理が適正でない状態を回避する必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最低限度の措置をとることができる。
２　市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた特定空家等の所有者等に対し、当該措置を行った旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて当該措置を講じた特定空家等の所有者等を確知することができないときは、その旨を公告するものとする。
３　市長は、第１項の措置をとったときは、その費用を当該特定空家等の所有者等から徴収するものとする。
（審査会の設置）
第１３条　市長の諮問に応じ、第１６条に規定する事項を調査審議するため、塩尻市空家等適正管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。
（審査会の組織等）
第１４条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。
２　委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
３　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
４　審査会に会長及び副会長各１人を置き、委員が互選する。
５　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（審査会の会議）
第１５条　審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（審査会への諮問）

第１６条　市長は、第１１条並びに法第２２条第３項、第９項及び第１０項に規定する措置をとろうとするときは、審査会の意見を聴かなければならない。

２　市長は、法第２２条第１１項の規定による措置を、同項の規定により自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせたときは、その内容を審査会に報告するものとする。

（関係機関との連携）

第１７条　市長は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１０条から第１５条までの規定は、平成２７年７月１日から施行する。

（塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

２　塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和３４年塩尻市条例第21号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則

（施行期日）（令和６年９月３０日条例第２７号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の塩尻市空家等の適正管理に関する条例（以下「新条例」という。）第１２条の規定は、この条例の施行の日（ 以下「施行日」という。） 以後に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第１項の助言若しくは指導、同条第２項の規定による勧告又は同条第３項の規定による命令を行う場合について適用し、施行日前にこの条例による改正前の塩尻市空き家等の適正管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第１０条の助言若しくは指導、第１１条の規定による勧告又は第１２条の規定による命令を行った場合については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に存する塩尻市空家等対策計画については、新条例第４条の規定に基づき策定されたものとみなす。

４　この条例の施行の際現に旧条例第１７条第２項の規定により塩尻市空き家等適正管理審査会の委員に委嘱されている者は、新条例第１４条第２項の規定により塩尻市空家等適正管理審査会の委員に委嘱されたものとみなし、委員の任期は、旧条例第１７条第２項の規定により委嘱された日から起算する。

（塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

５　塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和３４年塩尻市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「空き家等適正管理審査会の委員」を「空家等適正管理審査会の委員」に改める。